

令和 6 年 度

定期監査等結果報告書

伊 勢 市 監 査 委 員

目 次

1	監 査 の 種 類		1 頁
2	監 査 の 対 象 及 び 実 施 日		1 頁
3	監 査 の 範 囲		2 頁
4	監 査 の 着 眼 点		2 頁
5	監 査 の 実 施 内 容		3 頁
6	監 査 委 員 の 交 代 及 び 除 斥		3 頁
7	監 査 の 結 果		3 頁
	(1) 全ての部署で注意を要する事項		3 頁
	(2) 各部署に個別に認められた事項		
	検 査 室		4 頁
	総 務 部		4 頁
	危 機 管 理 部		5 頁
	情 報 戦 略 局		5 頁
	資 産 経 営 部		5 頁
	環 境 生 活 部		6 頁
	健 康 福 祉 部		7 頁
	産 業 観 光 部		8 頁
	都 市 整 備 部		9 頁
	総 合 支 所		10 頁
	会 計 課		11 頁
	議 会 事 務 局		11 頁
	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局		11 頁
	監 査 委 員 事 務 局		12 頁
	農 業 委 員 会 事 務 局		12 頁
	市 立 伊 勢 総 合 病 院		12 頁
	上 下 水 道 部		12 頁
	教 育 委 員 会 事 務 局		13 頁
	消 防 本 部 (署)		14 頁
8	む す び		14 頁
9	工 事 監 査		15 頁

令和6年度定期監査等結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査について、伊勢市監査基準に準拠して実施したので、その結果を次のとおり報告する。

令和7年3月26日

伊勢市監査委員 畑 芳 嗣
伊勢市監査委員 中 井 豊
伊勢市監査委員 中 村 功

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項に基づく財務監査及び同条第2項に基づく行政監査

2 監査の対象及び実施日

実施日	対 象 箇 所
令和6年10月10日	四郷支所 宮本支所 浜郷支所 神社支所 大湊支所
令和6年10月11日	北浜支所 豊浜支所 城田支所 沼木支所
令和6年10月15日	総務課 職員課 課税課 収納推進課
令和6年10月16日	契約課 営繕課 検査室
令和6年10月18日	ごみ減量課 環境課
令和6年10月22日	デジタル政策課 企画調整課 広報広聴課 財政課
令和6年10月23日	文化政策課 秘書課 資産経営課 会計課
令和6年10月29日	市立伊勢総合病院
令和6年10月30日	危機管理課 防災施設整備課 戸籍住民課 人権政策課
令和6年10月31日	医療保険課 市民交流課 生活支援課
令和6年11月1日	おおぞら児童園 しごうこども園 保育所しらとり園 保育所ゆりかご園

令和6年11月6日	子育て応援課 保育課
令和6年11月11日	観光振興課 観光誘客課 議会事務局 監査委員事務局
令和6年11月12日	健康課 こども発達支援室 福祉総合支援センター
令和6年11月13日	福祉総務課 福祉監査室 農業委員会事務局
令和6年11月14日	高齢・障がい福祉課 介護保険課
令和6年11月15日	商工労政課 農林水産課
令和7年1月14日	監理課 都市計画課 交通政策課 基盤整備課
令和7年1月17日	維持課 用地課 住宅政策課 選挙管理委員会事務局
令和7年1月21日	教育総務課 学校施設整備課 学校教育課 御園総合支所生活福祉課
令和7年1月24日	社会教育課 スポーツ課 教育研究所 小俣総合支所生活福祉課
令和7年1月28日	水道事業 下水道事業 二見総合支所生活福祉課
令和7年1月30日	修道小学校 五十鈴中学校 有絹小学校 倉田山中学校
令和7年1月31日	御園小学校 みなと小学校 佐八小学校 上野小学校
令和7年2月4日	小俣小学校 小俣中学校 城田小学校
令和7年2月7日	工事監査（上下水道総務課 伊勢市上下水道部庁舎建設工事〔建築工事・電気設備工事・機械設備工事〕）
令和7年2月18日	消防本部（署）

3 監査の範囲

令和6年度9月末まで（必要がある場合は対象期間以外にも及ぶ）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行状況について監査を実施した。

4 監査の着眼点

予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか、収入及び支出に係る会計処理、契約事務、現金等の保管及び公有財産の管理は適正に行われているか、個人情報管理及び職

員の時間外勤務の管理は適正になされているか、前年度定期監査で指摘または意見を述べた事項が是正または検討されているかなどを着眼点として実施した。

5 監査の実施内容

事前に提出された資料に基づき、関係職員から説明を聴き取り、質疑を行ったほか、関係文書の閲覧及び諸帳簿と証書類の照合を行った。また、決算審査及び出納検査の結果も踏まえ、監査を実施した。

工事監査については、令和6年度に施工している工事の内から1件を抽出し、技術士による調査を実施した。

6 監査委員の交代及び除斥

市議会議員の内から選任された委員として、令和6年12月3日までは井村 貴志委員が、令和6年12月4日からは中村 功委員が監査を行った。

また、地方自治法第199条の2の規定に基づき、政務活動費に関する監査については議員選任の監査委員を除斥とした。

7 監査の結果

監査した限りにおいて、おおむね事務が法令に適合し、正確に行われ、効率化に努めていることがうかがえた。同様にその組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

詳細については次に述べるとおりである。

なお、簡易な事項については確認の上、口頭で指摘し、改善を必要とする項目については是正を指示した。

(1) 全ての部署で注意を要する事項

以下は、複数の部署で認められた事例及び複数の部署に関連する事項であり、事務の執行にあたっては、全ての部署で注意をお願いしたい。

- ① 公金の盗難事件が生じた。また、減少しつつも、支払遅延や支払失念といったミスが繰り返し生じており、予算単年度主義の趣旨を逸脱すると思われる支払事例も見られた。政府契約の支払遅延防止等に関する法律を逸脱したような事務行為に対し、事業者から改善を要望する投書もあった。それらの要因を分析すると、公金取扱いに対しての規範意識の希薄性が認められる。職員一人一人が、公金取扱いの重要性を改めて認識し、適切な管理に努めていただきたい。
- ② 政策の実施方法に費用対効果に欠けるものや目的目標が漠然としたものが見られた。政策の実施や継続に際し、漫然と事業を進めるのではなく、目標の明確化と十分な効果検証を行い、事業の選択や集中に努めていただきたい。
- ③ 事業に関し、各部署に共通する事項についての指針が発出されているが、職員の理解不足により、指針どおりにされていない事例が見られる。指針に相違する場合には、起案文書にその理由を明示すべきと考えるので、改善されたい。また、一覧の作成や格納場所の集約等により、わかりやすくするよう工夫願いたい。
- ④ 補助金や寄附等は、公益性が認められる場合のみ実施が可能である。起案文書にその公益性について記述し、その必要性について記録することで説明責任を果たすよう努められたい。また、使途や成果が十分に確認されていない事例が認められた。交付して終わりとするのではなく、絶えずその検証を行っていただきたい。

- ⑤ 負担金の名目で支出しているものの、実態は補助金として給付すべきと考えられる事例が多く見られる。補助金であれば、補助金規則があり、それに基づき規律や規範性が求められるが、負担金にはそうした規程がなく、その管理が十分になされていない。公金支出の管理リスクの視点から、補助金規則に基づいて支出することを検討いただきたい。
- ⑥ 事務補助を行っている団体について、多くの団体で決裁規程や経理規程が定められていない。適切な事務の執行のため必要と考えるので、整備することを考慮いただきたい。また、その経理は、市の会計審査を経ておらず、内部統制の強化が必要と考えるので検討いただきたい。
- ⑦ 指定管理者制度の採用によって、費用が増加している事例が見られる。民間ノウハウの活用による稼働率の向上や経費の最少化は制度の目的とするところであるが、その趣意が十分に生かされていないと考えられる。更新にあたっては、今一度その在り方を検証し、目的面や経費面からも検討されることをお願いしたい。

(2) 各部署に個別に認められた事項

検 査 室

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見は特に認められなかった。

総 務 部

総務課 職員課 課税課 収納推進課

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に行われていると認められた。
指摘事項及び意見については次に述べるとおりである。
なお、収納推進課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

【総務課】

(意見)

- ① 毎年度、全庁的に同じような事務ミスが繰り返されている。抜本的な対策として、地方自治法上の内部統制に準じた制度を整えることも一方法と考える。ミスの減少は、公共サービスの信頼度の向上や経費の削減に繋がるものである。検討いただきたい。

【職員課】

(指摘事項)

- ① 所得税及び住民税の支払期日を遅延し、延滞税（金）が発生した事例が生じている。再発防止に努め、適正な事務処理に努められたい。
- ② 時間外勤務が月 80 時間を超える職員が見受けられる。大幅な業務分担変更や人材育成基本方針の改訂が要因であるが、常態化することのないよう、その対応を工夫され、削減に努められたい。

【課税課】

(指摘事項)

- ① 時間外勤務が月 80 時間を超える職員が見受けられる。大規模な税制改正に伴う短期の事務輻輳が主な要因であるが、その対応を工夫され、削減に努められたい。

(意見)

- ① 事務補助を行っている団体について、適切な事務の執行のため、決裁規程や経理規程の整備を考慮いただきたい。

危機管理部

危機管理課 防災施設整備課

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

意見については次に述べるとおりである。

なお、防災施設整備課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

【危機管理課】

(意見)

- ① 地震、水害や事故等について、自助・共助・公助に区分した対応を時系列で想定する等の取り組みを進めていただいていることには安心を覚える。ただし、各チームを設けて検討されている発災時の対応については、その統括事務を一段と進めていただくことをお願いしたい。

情報戦略局

秘書課 デジタル政策課 企画調整課 財政課 広報広聴課 文化政策課

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

意見については次に述べるとおりである。

なお、秘書課、デジタル政策課、広報広聴課及び文化政策課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

【企画調整課】

(意見)

- ① 市民への行政アンケートは、伊勢市 LINE 公式アカウント登録者が中心となっている。その登録者が未だ市民全体に占める割合が十分でないことを考慮し、偏りが無いよう分析を望みたい。

【財政課】

(意見)

- ① 日本銀行の政策金利引き上げにより、市中金利の一段の上昇が予想されている。資金運用については、金利の推移を注視しつつ、資金需要との適切なマッチングを考慮して、対応いただきたい。

資産経営部

資産経営課 契約課 営繕課

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

意見は次に述べるとおりである。

なお、営繕課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

【資産経営課】

(意見)

- ① 市は、「ゼロカーボンシティいせ」を表明した。庁舎や多くの公用車を管理する部署として、その実現に向けた行程を環境課と協議し、実現への取組みを示していただきたい。

【契約課】

(意見)

- ① 契約保証金の返還について、工事請負費の支払日の前日としているが、請負業者の負担等を考慮すると早期に返還することが望ましいと考える。

環 境 生 活 部

市民交流課 戸籍住民課 人権政策課 環境課 ごみ減量課 支所（9箇所）

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

指摘事項及び意見については次に述べるとおりである。

なお、ごみ減量課及び支所（9箇所）については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

【市民交流課】

(指摘事項)

- ① 時間外勤務が月 80 時間を超える職員が見受けられる。伊勢まつりの準備やコロナ禍収束に伴う地域活動事業に係る事務作業の増加等が要因である。前年度に引き続き、日常的に時間外勤務が非常に多く、業務の更なる見直しを図り、削減に努められたい。

(意見)

- ① まちづくり協議会について、労働関連帳簿の整備や備え付けの具体的な指導が必要と考える。また、多額の補助金が交付されていることを鑑み、団体自身のチェック機能向上のため、条例でもって監査担当職の設置を義務付けてはどうかと考える。
- ② 事務補助を行っている団体について、適切な事務の執行のため、決裁規程や経理規程の整備を考慮いただきたい。

【戸籍住民課】

(意見)

- ① 窓口業務の見直し案への努力は多とするも、そうした投資が必ずしも経費削減等、費用対効果に繋がっていない。サービス向上の尺度も難しい面があるが、考慮いただきたい。

【人権政策課】

(意見)

- ① 前年度に購入し、残った学生ボランティア配布用の図書カードについて、保管分を新年度の事業に使用する旨を起案文書に明記しておくべきと考える。
- ② 事務補助を行っている団体について、適切な事務の執行のため、決裁規程や経理規程の整備を考慮いただきたい。

【環境課】

(意見)

- ① 市は、「ゼロカーボンシティいせ」を表明した。所管課として、市全体での組織づくり及び行程表の作成を進め、実現への取組みを示していただきたい。また、伊勢地域全体、ひいては広域での取組み課題とすべきものとするので、民間組織を含めた関係団体とも協働して進めていただきたい。
- ② 事務補助を行っている団体について、適切な事務の執行のため、決裁規程や経理規程の整備を考慮いただきたい。

健 康 福 祉 部

健康課 医療保険課 介護保険課 高齢・障がい福祉課 生活支援課
福祉総務課 福祉総合支援センター 子育て応援課 保育課 こども発達支援室
福祉監査室 保育所（３園） おおぞら児童園

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

指摘事項及び意見については次に述べるとおりである。

なお、医療保険課、介護保険課、福祉総合支援センター、こども発達支援室、福祉監査室、保育所（３園）及びおおぞら児童園については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

【健康課】

(指摘事項)

- ① 前年度に受領した検診料の収入を失念し、金庫内で保管していた事例が生じている。管理体制の改善を図り、再発防止を徹底されたい。
- ② 休日・夜間応急診療所において、現金の盗難事故が生じている。状況に斟酌する点はあるものの、管理体制の見直しに努められたい。

(意見)

- ① コロナ禍は市政に大きな衝撃を与えた事象であった。後代の感染症の発生に備え、情報を整理し、次の感染症発生時に活用できるように記録しておくべきと考える。一考いただきたい。
- ② 事務補助を行っている団体について、適切な事務の執行のため、決裁規程や経理規程の整備を考慮いただきたい。

【高齢・障がい福祉課】

（指摘事項）

- ① 老人保護措置費負担金について、調定処理が直ちに行われていない事例が認められた。適正に処理されたい。

（意見）

- ① 防災ささえあい名簿の登録希望確認について、75歳時のみ実施している。以後の希望変更のフォロー方法について検討をお願いしたい。

【生活支援課】

（指摘事項）

- ① 督促状の納付期限が、条例に規定された期限を越えている事例が認められた。適正な事務処理に努められたい。

【福祉総務課】

（意見）

- ① 事務補助を行っている団体について、適切な事務の執行のため、決裁規程や経理規程の整備を考慮いただきたい。

【子育て応援課】

（指摘事項）

- ① 放課後児童クラブの利用料金の取扱について、収入金を受託者収入としている等、適正と考えられない事例が認められた。指定管理者制度における利用料金制及び業務委託における収納委託について、条例整備等を行い、適正な事務処理をされたい。

【保育課】

（意見）

- ① 小俣子育て支援センター及び御園子育て支援センターの責任者を近隣の保育園の園長が兼務している。同支援センターは、保育所とは所在地が異なっており、安全管理、緊急時の対応、また勤務者の心理負担面から、単独の責任者を配置すべきと考えるので検討いただきたい。
- ② 民間施設を含む保育所現場では、視座・視点が異なる場合がある。職員管理等、現場の負担軽減に保育課のサポートは欠かせず、現場との対話を絶やさないようお願いしたい。

産 業 観 光 部

商工労政課 農林水産課 観光振興課 観光誘客課

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

指摘事項及び意見は次に述べるとおりである。

【商工労政課】

（意見）

- ① 伊勢のお店応援商品券事業の実施にあたり、再委託先の増加は、検査の複雑化、事業費の増加のリスクを内包している。今後の事業実施にあたっては、考慮いただきたい。

【農林水産課】

(指摘事項)

- ① 事務補助を行っている団体において、未払事例が認められた。適切にチェックを行うことにより防ぐことができたものである。再発防止に努められたい。また、当該団体の経理は、市の会計審査を経ることのないものであり、事務局担当部署内でのチェック機能の向上とともに、適切な事務の執行のための決裁規程や経理規程の整備が必要と考えるので考慮されたい。

(意見)

- ① 伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設におけるキャッシュレス決済手数料の補填は、実質、物品委託販売の納入者支援となっていると考える。本事業は、指定管理者を対象とすべきであり、納入者支援は別途補助金制度により対応すべきと考える。

【観光振興課】

(指摘事項)

- ① 手荷物預かり所業務委託について、収入金を受託者収入としている。委託事業において生じた収入は、市の歳入とすべきものである。改善されたい。
- ② 事務補助を行っている団体の経理について、請求日から約2か月後に支払った事例が認められた。再発防止に努められたい。また、事務補助を行っている団体は、支出の多寡に関わらず、市の会計審査を経ることがない。事務局担当部署内でのチェック機能の向上とともに、適切な事務の執行のための決裁規程や経理規程の整備が必要と考えるので考慮されたい。
- ③ 時間外勤務が月80時間を超える職員が見受けられる。花火大会及び初穂曳の準備が要因であるが、常態化することのないよう、その対応を工夫され、削減に努められたい。

【観光誘客課】

(意見)

- ① 事務補助を行っている団体について、適切な事務の執行のため、決裁規程や経理規程の整備を考慮いただきたい。

都 市 整 備 部

監理課 都市計画課 交通政策課 基盤整備課 維持課 用地課
住宅政策課

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

指摘事項及び意見については次に述べるとおりである。

なお、基盤整備課、維持課及び用地課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

【監理課】

（指摘事項）

- ① 郵便切手について、その受払簿の記録が適切でない事例が認められた。金券は現金に準じ、適切に管理されたい。

（意見）

- ① 事務補助を行っている団体について、適切な事務の執行のため、決裁規程や経理規程の整備を考慮いただきたい。

【都市計画課】

（意見）

- ① 公共サイン計画について、実効性のあるものとなるよう、必要箇所、視認性及びスピード感等を十分に考慮し、進めていただきたい。
- ② 事務補助を行っている団体について、適切な事務の執行のため、決裁規程や経理規程の整備を考慮いただきたい。

【交通政策課】

（指摘事項）

- ① 事務補助を行っている団体の経理について、相手方名の不記載や検収及び検査を実施した旨の記録がない等、適切に行われていない事例が認められた。改善されたい。また、事務補助を行っている団体は、支出の多寡に関わらず、市の会計審査を経ることがない。事務局担当部署内でのチェック機能の向上とともに、適切な事務の執行のための決裁規程や経理規程の整備が必要と考えるので考慮されたい。

（意見）

- ① 観光交通対策特別会計について、基金積立金が事業費と同科目であること、また、余剰予定額の積立を年度途中で行っていることにより、単年度収支が把握しづらい。当該会計は、駐車場管理を主とする事業会計と考えられ、単年度収支をわかりやすくすることが望ましいと考えるので、検討いただきたい。
- ② 伊勢地域観光交通対策協議会がパーク&バスライドの事業を行っている。収入金は、同協議会が独自に経理しており、その事務は当該部署が担っている。また、同協議会に、特別会計から負担金を支出し、経費に充てている。共に交通対策を担うものであり、その出納事務を一本化し、収入金の公会計化と事務の効率化及び適正化を考慮すべきと考える。検討いただきたい。

【住宅政策課】

（指摘事項）

- ① 住宅使用料の督促状の納期限について、条例に規定された期限を越えている事例が認められた。適正に処理されたい。

総 合 支 所

二見総合支所生活福祉課

小俣総合支所生活福祉課

御園総合支所生活福祉課

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

意見については次に述べるとおりである。

なお、御園総合支所生活福祉課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

【二見総合支所生活福祉課】

(意見)

- ① 交番用地の貸付料を無償としている。他の総合支所では有償としており、統一した対応をすべきと考えるので見直しを検討いただきたい。

【小俣総合支所生活福祉課】

(意見)

- ① 駐車場使用料について、未納者に対する督促状に誤解を招く文言があると考えるので見直しをお願いしたい。

会 計 課

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、意見については次に述べるとおりである。

(意見)

- ① 押印廃止により、印字のみの請求書が見られる。支払先からの正当な請求書であるか見極め、適切な支払処理に努めていただきたい。
- ② 委託契約や負担金等において、全額を一括で前払いしている事例が散見される。業務の検証リスクや市の資金繰りを考慮すると、必要最小限に留めるべきと考える。検討いただきたい。

議 会 事 務 局

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見は特に認められなかった。

選挙管理委員会事務局

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に行われていると認められた。

意見については次に述べるとおりである。

(意見)

- ① 投票用紙は、公文書に該当する。その保管について、期間は満たしているが、簿冊として登録されていない。その保管には十分な注意をお願いしたい。

監 査 委 員 事 務 局

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。
指摘事項及び意見は特に認められなかった。

農 業 委 員 会 事 務 局

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に行われていると認められた。
指摘事項については次に述べるとおりである。

(指摘事項)

- ① 復命書の決裁権者を誤っている事例が認められた。事務決裁規程に基づき、適正な事務処理をされたい。

市 立 伊 勢 総 合 病 院

経営に係る事業の管理、所管施設の管理及び工事施工については おおむね良好に行われていると認められた。
指摘事項及び意見については次に述べるとおりである。

(指摘事項)

- ① 郵便切手受払簿について、文書管理規程に定められた様式を使用していない。また、誤り等も認められた。金券については、現金に準じて適正に管理されたい。

(意見)

- ① 手術室ボイラー保守業務委託について、ボイラー技師資格の確認を行うべきと考えるので、考慮いただきたい。
- ② 日本銀行の政策金利引き上げにより、市中金利の一段の上昇が予想されている。利息の生じない決済性預金を利用しているが、事業運営の一助とするため、資金運用を検討いただきたい。

上 下 水 道 部

水道事業 下水道事業

(上下水道総務課 料金課 上水道課 下水道建設課 下水道施設管理課)

経営に係る事業の管理、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。
指摘事項は次に述べるとおりである。

【水道事業】

(指摘事項)

- ① 消費税の中間申告期限を失念し、延滞税が発生した事例が生じている。適正な事務処理に努められたい。

【下水道事業】

(指摘事項)

- ① 指定管理施設について、基本協定書で求めている上半期の報告がされていない事例が認められた。協定内容を確実に把握し、適切に管理されたい。

教育委員会事務局

教育総務課 学校施設整備課 学校教育課 社会教育課 スポーツ課
教育研究所 小中学校（小学校8校、中学校3校）

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

指摘事項及び意見については次に述べるとおりである。

なお、学校施設整備課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

【教育総務課】

(意見)

- ① 給食費について、透明性の向上や教職員の負担軽減等から、文部科学省においても公会計化が推進されており、検討いただきたい。
- ② 過去に購入し、現在では発行されていない額面の郵便切手や郵便はがきを多量に保管している。他の切手と組み合わせて使用するなど、有効に活用していただきたい。また、今後は適正な量の購入に努めていただきたい。

【学校教育課】

(指摘事項)

- ① 学校体育館の鍵や学年通帳等の紛失が生じている。鍵等の紛失事故は、数年間継続して指摘しているにも関わらず、毎年いずれかの学校で生じている。今一度、管理方法の在り方等を検討し、全ての学校で再発防止を指導されたい。

(意見)

- ① モデル事業について、全体的な広がりが見られない事例が多い。学校間での公平性を保つためにも迅速な展開が必要と考えるので検討いただきたい。
- ② 事務補助を行っている団体について、適切な事務の執行のため、決裁規程や経理規程の整備を考慮いただきたい。

【社会教育課】

(意見)

- ① 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律で努力義務とされている計画策定を進めるべきと考えるので、検討いただきたい。

【スポーツ課】

(指摘事項)

- ① 事務補助を行っている団体の経理について、相手方名の不記載や金額誤り等、適切に行われていない事例が認められた。再発防止に努められたい。また、事務補助を行っている団体は、支出の多寡に関わらず、市の会計審査を経ることがない。事務局担当部署内でのチェック機能の向上とともに、適切な事務の執行のための決裁規程や経理規程の整備が必要と考えるので考慮されたい。

- ② イベントにおける看護師の報酬について源泉徴収が行われていない事例が認められた。適正に処理されたい。

(意見)

- ① スポーツ大会等出場選手激励金の交付の詳細を内規で定めているが、規程整備上、疑問を覚える。一考いただきたい。

【教育研究所】

(意見)

- ① 学校において、個人が所有する USB メモリを使用している事例が認められた。個人情報の紛失に繋がる恐れがあると考えるので、取扱いを検討いただきたい。

【小中学校（小学校 8 校、中学校 3 校）】

(指摘事項)

- ① 体育館の鍵や学年通帳等の紛失が生じている。鍵等の紛失事故は、数年間継続して指摘しているにも関わらず、毎年いずれかの学校で生じており、安全や経理の管理に対する認識の甘さが推察される。管理方法の改善を図り、再発防止を徹底されたい。

(意見)

- ① 個人が所有する USB メモリを使用している事例が認められた。個人情報の紛失に繋がる恐れがあると考えるので、取扱いを教育研究所と協議し、見直しをお願いしたい。

消防本部（署）

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、良好に行われていると認められた。

指摘事項及び意見は特に認められなかった。

8 むすび

本年度においては、前年度の監査結果を踏まえ、事務研修会の開催や通知文の発出等、適正な事務執行に向けて、全庁的な取り組みがなされたと理解する。しかし、前年度より件数は減少しているものの、未だ満足な改善には至っていない。その要因は多岐にわたるが、再発防止には、単なる弥縫策に終わるのではなく、内部統制の在り方についても検討いただき、組織と職員個人の両輪でもって、確実な事務執行をお願いしたい。

また、施策においては、少子高齢化が進み、物価が高騰する中で、その執行の在り方も問われている。必要性や実施効果の検証結果を踏まえた事業運営に努め、地方自治法の理念の一つである「最少の経費で最大の効果」を職員一人一人が十分に認識し、市民サービスに取り組みいただきたい。

9 工事監査

1 実施日及び対象工事等

実施日	対 象 工 事	所 管 課
令和7年2月7日	伊勢市上下水道部庁舎建設工事（建築工事）	（発注課） 上下水道総務課
	伊勢市上下水道部庁舎建設工事（電気設備工事）	（工事監督課） 営繕課
	伊勢市上下水道部庁舎建設工事（機械設備工事）	

2 監査の方法

令和6年度施行の工事のうち、設計金額が300万円以上かつ施工中のものから抽出して実施した。工事監査は特に高度の専門的知識と経験が必要なため、協同組合総合技術士連合所属の技術士による調査を実施した。

3 監査の結果

工事の執行については、計画、設計、積算、入札・契約及び施工は関係法令等に準拠し、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、意見については次に述べるとおりである。

技術士から提出された工事技術調査結果報告書の内容を十分理解し、技術の向上を図るとともに、今後の設計、契約及び施工に際し、品質の確保、透明性、経済性、安全性及び環境面に配慮するよう努められたい。

また、工事監査の結果については、今回、監査の対象ではなかった部署の技術系職員にも共有され、技術向上に活用されるよう望むものである。

（意見）

- ① 災害防止協議会について、議事内容の詳細な記録が十分でないとする。労働災害が生じた場合に備え、できる限り詳細な記録が必要とするので指導いただきたい。
- ② 施工計画書で求める報告書類について、提出を受けた際に記録しているが、提出予定日及び提出日の一覧表の作成等により、提出の遅れや漏れが生じないように管理することを検討いただきたい。
- ③ 労働災害無災害記録について、目標延時間と達成時間共に掲示し、安全意識向上に努めることを検討いただきたい。
- ④ 施工計画書に、気象警報や地震等への対応については記載されているが、資材不足、人員不足及び社会的混乱等のリスクへの対応については記載がない。対応への事前協議が必要とするので、検討いただきたい。

4 工事概要

（1）建築工事

ア 工事名	上下水道部庁舎建設工事（建築工事）
イ 工事場所	伊勢市小俣町相合地内
ウ 工事内容	事務所棟：鉄骨造2階建延床面積1,771.00㎡ 倉庫棟：鉄骨造2階建延床面積1,059.35㎡
エ 請負業者	吉川・伊藤・西邦特定建設工事共同企業体

オ 現場代理人	一級建築施工管理技士
カ 監理技術者	一級建築施工管理技士
キ 主任技術者	一級建築施工管理技士
ク 設計業務委託業者	株式会社 山本設計（令和５年度）
ケ 施工監理委託業者	株式会社 山本設計
コ 設計金額	765,160,000 円（税込）
サ 予定価格	765,160,000 円（税込）
シ 最低制限価格	573,870,000 円（税込） ※事後公表
ス 請負金額	753,500,000 円（税込）
セ 落札率	98.5%
ソ 工事期間	令和６年８月５日から令和７年７月３０日まで
タ 工事進捗状況	計画出来高：23.10%、実施出来高：26.90%
チ 公告日	令和６年７月１日
ツ 入札年月日	令和６年７月３０日
テ 契約年月日	令和６年８月５日
ト 入札方法	要件付一般競争入札
ナ 補助金等	下水道事業債、脱炭素化推進事業債
ニ 履行保証	東日本建設業保証株式会社

（２）電気設備工事

ア 工事名	上下水道部庁舎建設工事（電気設備工事）
イ 工事場所	伊勢市小俣町相合地内
ウ 工事内容	事務所棟：電灯設備、動力設備、電気自動車充電設備、受変電設備、発電設備（発電設備（内燃機関）、太陽光発電設備）、構内情報通信網設備、構内交換設備、映像・音響設備、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共聴受信設備、火災報知設備、防犯・入退室管理設備（防犯カメラ）、構内配線線路、構内通信設備 倉庫棟：電灯設備、動力設備、構内情報通信網設備、構内交換設備、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、火災報知設備
エ 請負業者	日光・長谷川特定建設工事共同企業体
オ 現場代理人	一級電気工事施工管理技士
カ 監理技術者	—
キ 主任技術者	一級電気工事施工管理技士
ク 設計業務委託業者	株式会社 山本設計（令和５年度）
ケ 施工監理委託業者	株式会社 山本設計
コ 設計金額	219,890,000 円（税込）
サ 予定価格	219,890,000 円（税込）
シ 最低制限価格	164,917,500 円（税込） ※事後公表
ス 請負金額	213,400,000 円（税込）
セ 落札率	97.0%
ソ 工事期間	令和６年８月５日から令和７年７月３０日まで
タ 工事進捗状況	計画出来高：10.00%、実施出来高：10.00%
チ 公告日	令和６年７月１日
ツ 入札年月日	令和６年７月３０日
テ 契約年月日	令和６年８月５日
ト 入札方法	要件付一般競争入札
ナ 補助金等	下水道事業債、脱炭素化推進事業債

ニ 履行保証

東日本建設業保証株式会社

(3) 機械設備工事

ア 工事名	上下水道部庁舎建設工事（機械設備工事）
イ 工事場所	伊勢市小俣町相合地内
ウ 工事内容	空気調和設備、換気設備、衛生器具設備、給水設備 排水設備、給湯設備、ガス設備
エ 請負業者	杉山・サンシン特定建設工事共同企業体
オ 現場代理人	一級管工事施工管理技士
カ 監理技術者	—
キ 主任技術者	一級管工事施工管理技士
ク 設計業務委託業者	株式会社 山本設計（令和5年度）
ケ 施工監理委託業者	株式会社 山本設計
コ 設計金額	112,860,000 円（税込）
サ 予定価格	112,860,000 円（税込）
シ 最低制限価格	84,645,000 円（税込） ※事後公表
ス 請負金額	110,000,000 円（税込）
セ 落札率	97.5%
ソ 工事期間	令和6年8月5日から令和7年7月30日まで
タ 工事進捗状況	計画出来高：11.20%、実施出来高：11.85%
チ 公告日	令和6年7月1日
ツ 入札年月日	令和6年7月30日
テ 契約年月日	令和6年8月5日
ト 入札方法	要件付一般競争入札
ナ 補助金等	下水道事業債、脱炭素化推進事業債
ニ 履行保証	東日本建設業保証株式会社